

## 入札、契約制度に係る留意点等

### 1 電子契約システム（工事・業務）の試行について

電子契約システムは、これまで紙により実施していた契約手続きを、インターネットを介して行うシステムです。

場所や時間の制約を最小限として契約業務が電子的に実施できるメリットがあります。

入札公告に「電子契約システム試行対象案件」と記載されている工事・業務においては、民間利用者側も当該システムの利用者登録に、あらかじめご協力をお願いいたします。

### 2 品質確保対策の充実等について

#### 施工体制確認型総合評価落札方式

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= (\text{標準点} + \text{加算点} + \text{施工体制評価点}) \div \text{入札価格} \\ &= (100 \text{点} + \text{最大 30 点} + \text{最大 30 点}) \div \text{入札価格} \end{aligned}$$

#### 入札説明書（抜粋）

施工体制評価点付与の考え方は以下のとおりとする。

評価項目	評価基準	配点	得点
品質確保の実効性	工事の品質管理に関する適切な体制が十分確保され、入札説明書に記載された要求要件及び技術提案の品質がより確実に実現できると認められる場合	15	15 (最高点)
	工事の品質確保に関する適切な体制が概ね確保され、入札説明書に記載された要求要件及び技術提案の品質が実現できると認められる場合	5	
	その他	0	
施工体制確保の確実性	工事の確実な実施に必要な材料調達及び人員確保等の施工体制が十分確保され、入札説明書に記載された要求要件及び技術提案をより確実に実現できると認められる場合	15	15 (最高点)
	工事の確実な実施に必要な材料調達及び人員確保等の施工体制が概ね確保され、入札説明書に記載された要求要件及び技術提案を実現できると認められる場合	5	
	その他	0	

### 3 評価基準の公表

技術提案書の評価基準について近畿中国森林管理局ホームページで公表しています。

トップページ → 公売・入札情報 → 入札情報 → 森林土木工事等に関する事項

森林土木工事に係る簡易型総合評価落札方式の評価項目・評価基準及び評価配点（令和6年1月から適用）

また、発注案件の入札説明書においても、評価基準を記載しています。

#### 4 入札公告等への質問や資料の提出方法

令和6年1月以降の入札公告から質問等の提出方法を、原則電子メールとしています。

なお、電子メールでの提出は必須ではなく、持参や郵送（普通郵便、レターパック可）での提出も受け付けます。

#### 5 従業員への賃金引上げ計画の表明書

(1) 賃金引上げ表明は、①年度単位 又は ②暦年単位 で表明

①年度単位 契約を行う予定の会計年度に開始する事業年度

②暦年単位 契約を行う予定の暦年

(2) 賃金引上げ表明について、「事業年度」か「暦年」を明確に記載するとともに、期間を確認するため括弧書きで期間を必ず記載してください。

賃上げ表明期間が1月1日から12月31日の場合、「事業年度」か「暦年」により表明する期間が違います。

例：令和8年4月に契約する場合

暦 年での表明：令和8年1月1日から令和8年12月31日までの期間

事業年度での表明：令和9年1月1日から令和9年12月31日までの期間

また、「賃金引上げ表明」の基準日は「公告日」ではなく「契約日」ですので注意して下さい。

(3) 「賃金引上げ実績整理表」の提出は、年度単位の場合、決算日の末日から起算して3ヶ月以内となります。

暦年の場合は、3月末日までとなります。

#### 6 競争参加資格確認申請書、技術提案書提出時の留意点

(1) 電子入札システムにより提出する際には、競争参加資格確認申請書、添付資料、技術提案書を添付したことを必ず確認してください。

(2) 配置予定技術者を直接的かつ恒常的に雇用（3ヶ月以上）していることを証明する資料とは、以下のものをいいます。

- ・ 監理技術者資格者証（有効期限内のものに限る）の写し
- ・ 市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し
- ・ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し
- ・ 所属会社の雇用証明書
- ・ これらに準ずる資料の写し

証明資料を提出する際は、以上の資料から一つ提出してください。  
複数提出する必要はありません。

(3) ワーク・ライフ・バランス等の推進実績（様式8-1、10-1）について次の法的認定を取得している場合は加点の対象となります。

1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

- 「えるぼし認定」
- 「プラチナえるぼし認定」
- 「一般事業主行動計画」

2 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

- 「くるみん認定」
- 「トライくるみん認定」
- 「プラチナくるみん認定」

3 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定

- 「ユースエール認定」

※次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」は加点の対象となりませんのでご注意ください。

(4) 競争参加資格確認申請書、技術提案書を作成・提出する際は、「競争参加資格確認申請書作成チェックシート」、「各工事等における競争参加資格確認申請書等の提出時チェックリスト（森林土木用）」をご活用ください。

なお、「競争参加資格確認申請書作成チェックシート」、「各工事等における競争参加資格確認申請書等の提出時チェックリスト（森林土木用）」は、近畿中国森林管理局ホームページに掲載しています。

トップページ → 公売・入札情報 → 入札情報 → 森林土木工事等に関する事項  
→ 競争参加資格確認申請書等の提出にあたってのチェックシート

<https://www.rinya.maff.go.jp/kinki/apply/publicsale/nyusatu/doboku.html>

7 競争参加資格確認申請書、技術提案書の様式については、近畿中国森林管理局ホームページに掲載していますので、ご活用ください。

トップページ → 公売・入札情報 → 入札情報 → 森林土木工事等に関する事項  
→ 競争参加資格申請書等様式

<https://www.rinya.maff.go.jp/kinki/apply/publicsale/nyusatu/doboku.html>